出校停止の疾病

病名 出校停止の期間 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	
痘そう,南米出血熱,ペスト、マールブル グ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリ ア,重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス属ME RSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候 群(病原体がベータコロナウイルス属ME RSコロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 発症した後5日を経過し、かつ、角 後2日を経過するまで(※) 特有の咳が消失するまで又は5F 正な抗菌性物質製剤による治療が るまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 した後5日を経過し、かつ、全身状 好になるまで 風しん(三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘(みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベー 発症した後5日を経過し、かつ、折 素症した後5日を経過し、かつ、折 素症した後5日を経過し、かつ、系	
 グ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 一方の咳が消失するまで又は5F正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん(はしか) 第一次できるまで 第一次での発しんが痂皮化するまで 第型コロナウイルス感染症(病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過し、から、病療理した後5日を経過した後5日を経過した後5日を経過した後5日を経過した後5日を経過した後3日を発達しためまりまとなりにはなりまとなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりには	
 第 ア, 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。), 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 第 で新型インフルエンザ等感染症を除く) 第 市日咳 第 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 第 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 第 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 第 無しん (三日はしか) 水痘 (みずぼうそう) ・ 収頭結膜熱 (プール熱) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療症した後5日を経過し、かつ、病療症した後5日を経過し、かつ、病療理コロナウイルス感染症 (病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療理コロナウイルス感染症 (病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療理コロナウイルス感染症 (病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療理コロナウイルス感染症 (病原体がベー発症した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病療理した後5日を経過し、かつ、病	
 クコロナウイルス属SARSコロナウイ	
 和 ルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属ME R Sコロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 発症した後5日を経過し、かつ、角 び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
群 (病原体がベータコロナウイルス属ME R Sコロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 発症した後5日を経過し,かつ,角 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 接有の咳が消失するまで又は5日百日咳 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん (はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脂 でた後5日を経過し,かつ,全身や 好になるまで 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 本痘 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベー 発症した後5日を経過し,かつ, 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベー	
R S コロナウイルスであるものに限る。) 及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 発症した後5日を経過し,かつ,角後2日を経過するまで (※) 特有の咳が消失するまで又は5月百日咳 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん (はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 した後5日を経過し,かつ,全身や好になるまで 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー 発症した後5日を経過し,かつ,病	
及び特定鳥インフルエンザ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 発症した後5日を経過し,かつ,角 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 接2日を経過するまで (※) 特有の咳が消失するまで又は5日 正な抗菌性物質製剤による治療が るまで 麻しん (はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 洗行性耳下腺炎(おたふくかぜ) した後5日を経過し,かつ,全身物 好になるまで 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー 発症した後5日を経過し,かつ,病	
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及 発症した後5日を経過し,かつ,角 び新型インフルエンザ等感染症を除く) 後2日を経過するまで (※) 特有の咳が消失するまで又は5日 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん (はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 にた後5日を経過し,かつ,全身や 好になるまで 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 本定 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 地頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー 発症した後5日を経過し,かつ, 病	
び新型インフルエンザ等感染症を除く) 後2日を経過するまで(※) 特有の咳が消失するまで又は5日 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) した後5日を経過し,かつ,全身や 好になるまで 風しん(三日はしか) 発疹が消失するまで 本症(みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症(病原体がべー 発症した後5日を経過し,かつ,病	
特有の咳が消失するまで又は5日 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺,顎下腺又は舌下腺の腫脂 した後5日を経過し,かつ,全身や 好になるまで 種 風しん(三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘(みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症(病原体がべー 発症した後5日を経過し,かつ,病	熱した
 百日咳 正な抗菌性物質製剤による治療がるまで 麻しん(はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脈した後5日を経過し,かつ,全身や好になるまで 種 風しん(三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) ・ 要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症(病原体がべー発症した後5日を経過し、かつ,所 	
(はしか)解熱した後3日を経過するまで解熱した後3日を経過するまで耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脂した後5日を経過し,かつ,全身や好になるまで種 風しん (三日はしか)発疹が消失するまで水痘 (みずぼうそう)すべての発しんが痂皮化するまで咽頭結膜熱 (プール熱)主要症状が消退した後2日経過す新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー発症した後5日を経過し,かつ,病	間の適
麻しん (はしか) 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫肪 した後5日を経過し,かつ,全身や好になるまで 種 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過するまで 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー) 発症した後5日を経過し、かつ、病	終了す
第 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	
 第 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) こ	
二 好になるまで 種 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー 発症した後5日を経過し、かつ、症	が発現
種 風しん (三日はしか) 発疹が消失するまで 水痘 (みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症 (病原体がべー 発症した後5日を経過し、かつ、症	:態が良
水痘 (みずぼうそう)	
咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状が消退した後2日経過す 新型コロナウイルス感染症(病原体がベー 発症した後5日を経過し、かつ、症	
新型コロナウイルス感染症(病原体がべー 発症した後5日を経過し、かつ、症	
	るまで
	ハレコシキム
タコロナウイルス属のコロナウイルスで	.扒か軽
あるものに限る。) 快した後1日を経過するまで	
病状により医師において感染のお	それが
結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ないと認めるまで	
第 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 原料なたり原質なおいて成功のも	7.4.28
三 染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結 おいた割めるまで	てれしか
種 膜炎,急性出血性結膜炎その他の感染症 ないと認めるまで	